

事 務 連 絡

平成28年4月25日

各都道府県水道行政担当部（局）
各厚生労働大臣認可水道事業者
各厚生労働大臣認可水道用水供給事業者 御中

厚生労働省医薬・生活衛生局
生活衛生・食品安全部水道課

平成28年熊本地震による災害復旧における境界標識等の保存について（お願い）

水道行政の推進につきまして、平素よりご尽力及びご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。標記地震の被災地域において、水道施設の復旧作業が開始されているところですが、別添平成28年4月21日付法務省民二第249号「平成28年熊本地震による災害復旧における境界標識等の保存について」により、土地の境界を示す境界標識等について、水道施設の復旧作業に際して可能な限りその保存が図られるよう配慮をお願いします。

各都道府県水道行政担当部局におかれましては、貴管下の都道府県知事認可の水道事業者等への周知を併せてお願いいたします。

なお、被災されていない厚生労働大臣認可水道事業及び水道用水供給事業並びに水道行政担当部（局）の担当者に対しても、被災地域へ復旧応援いただいていることを踏まえ、情報提供いたします。

（連絡先）

厚生労働省医薬・生活衛生局

生活衛生・食品安全部水道課

担 当：長平、吉田、阿部

電 話：03-3595-2368（直通）

E-mail：suidougijutsu@mhlw.go.jp